

令和3年度事後評価実施結果報告書

(法務省3-(4))

施策名	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備 (政策体系上の位置付け： - 2 - (5))					
施策の概要	国際取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。					
達成すべき目標	我が国における国際仲裁の取扱件数が低調である原因を踏まえ、「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」等を通じて、国際仲裁の活性化のための基盤整備を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	289,722	164,000	142,310	118,975
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	289,722	164,000	142,310	
執行額(千円)	288,954	163,160	141,914			
施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2021 ^{*1} (令和3年6月18日閣議決定) 成長戦略フォローアップ ^{*2} (令和3年6月18日閣議決定)					

測定指標	令和3年度目標	達成
1 「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」の実施状況及び調査結果に基づく必要な取組の実施状況	「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」の実施等を通じて、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を行う。	おおむね達成

施策の進捗状況(実績)

政府は、平成29年9月に内閣官房副長官補を議長とする「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」を設置し、国際仲裁の活性化のために関係府省・関係機関が取り組むべき課題等について検討を行い、平成30年4月、「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」をとりまとめた(以下「中間とりまとめ」という。)

また、「経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～」(令和元年6月21日閣議決定)においては「国際仲裁の更なる活性化に向けた基盤整備を推進する」とされたほか、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)においても、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備等の取組を推進することが明記された。なお、令和3年度も、「経済財政運営と改革の基本方針2021

日本の未来を拓く4つの原動力～グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策～」(令和3年6月18日閣議決定)においては、世界に開かれた国際金融センター実現のため「国際仲裁の活性化に向けた

環境整備を行う」とされたほか、「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)においては、国際仲裁の活性化に向けて「最先端のICTを備えた仲裁専用施設を活用しながら、人材育成、広報・意識啓発等を進める」と明記された。

中間とりまとめにおいては、我が国の国際仲裁を活性化させるという早急に取り組むべき課題への対応がまとめられており、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する取組として、国内外の広報・意識啓発、人材育成、施設の整備等に官民が連携して取り組むべきこととされている。そこで、法務省では、令和元年6月から国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託事業を開始した。同事業では、国際仲裁の活性化に不可欠な仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、企業等に対する広報・意識啓発、審問手続等のための施設整備といった各施策を包括的かつ実効的に実施し、かつ実際の仲裁事件を取り扱うことで有益なフィードバックを得ながら、国際仲裁の活性化に向けた有効な施策の在り方について調査検討を実施することとしている。

これまで、同事業の中で、国際仲裁の重要なユーザーである企業に対して、国内の各業界団体向けのセミナーや、アジアを中心とした海外の日系企業・現地企業向けのセミナーを開催するなど、広報・意識啓発の活動を進めているほか、解説付きの模擬仲裁動画をYouTube法務省チャンネルに公開し、その動画の周知を目的としたセミナーを開催するなど、人材育成についても積極的な取組を進めている。施設の整備についても、同事業の一環として、令和2年3月に東京・虎ノ門に開業した仲裁審問の専用施設の更なるICT化を含めたサービス向上を進め、コロナ禍においても安心して審問手続を行える環境を整備するとともに、参集型のセミナーが困難な状況下においても、同施設のオンライン会議システムを活用した、オンライン形式又はハイブリッド形式での周知啓発や人材育成を目的としたセミナー・シンポジウムを実施している。

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1 日本における国際仲裁取扱件数(件) ¹³	-	-	11	33	38
2 セミナー・シンポジウム参加者の総数(人) (オンライン視聴者を含む。)	-	-	840	2,916	3,799
3 人材育成研修受講者の総数(人) (オンライン視聴・教材受講者を含む。)	-	-	420	6,628	9,308

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)相当程度進展あり
		(判断根拠) 日本における国際仲裁取扱件数は、令和3年度は38件であり、令和2年度の取扱件数と比較して相当数増えた。また、国際仲裁活性化基盤整備調査事業の中で、国際仲裁の重要なユーザーである企業関係者等に対して各種セミナー・シンポジウムを実施し、参加者の総数が3,799人と、昨年度よりも多くの参加者に対する周知を行うことができたため、広報・意識啓発は進んでいると言える。また、仲裁人・仲裁代理人となり得る弁護士等に対する各種研修を実施し、受講者の総数が9,308人と、昨年度よりも多くの受講者に対して仲裁に関する知見を提供できたため、人材育成の観点でも進展があったと言える。さらに、東京・虎ノ門の仲裁審問専用施設が仲裁手続とセミナー等の実施の双方において活用されていることも併せ鑑み、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備について、「相当程度進展あり」と判断した。

施策の分析

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標 1】

参考指標 1 の令和 3 年度の日本における国際仲裁取扱件数は 38 件であり、令和 2 年度と比較して 5 件の増加となった。この取扱件数については、一方で、2020 年東京オリンピック競技大会に起因したスポーツ仲裁の件数が多く含まれていること(増加要因)、他方で、長期間に及び複数回の緊急事態宣言の発令(東京都:令和 3 年 4 月～同年 6 月、同年 7 月～同年 9 月)によって、審問等のキャンセルが相次ぐなど、コロナ禍の影響を大きく受けたこと(減少要因)を考慮する必要がある。

参考指標 2 の広報・意識啓発の状況について見ると、セミナー・シンポジウムの参加者数(オンライン視聴者を含む。)が 3,799 人と、令和 2 年度と比較して更に増加していることから、昨年度に増して、国境を越えて行われる取引であるクロスボーダー取引において国際仲裁を活用することの重要性及び我が国を仲裁地又は審問地とすることのメリット等を、国際仲裁の重要なユーザーである企業等に広く周知することができたと言える。

参考指標 3 の人材育成の状況について見ると、人材育成研修の受講者数(オンライン視聴・教材受講者を含む。)が 9,308 人であり、昨年度以上に、弁護士や学生といった、今後、仲裁人・仲裁代理人となり得る受講者に対して広く国際仲裁に関する知見を提供することができたと言える。

広報・意識啓発については、東京・虎ノ門の仲裁審問専用施設を活用して、アジアを中心とする在外企業向け、経済産業省等と連携した業界団体向け、海外仲裁機関と連携した海外向けのセミナー等を数多く実施するとともに、その他裁判所、国土交通省、弁護士会、国際金融都市を目指す自治体等と連携したセミナー等を実施することができた。人材育成についても、大学と連携した学生向けの出前授業のほか、英国仲裁人協会の日本支部及び日本仲裁人協会と連携した国際仲裁の資格認定講座等多くの取組を実施し、多数の参加を得ている。また、その他の人材育成施策として、解説付きの模擬仲裁動画を作成し、これを YouTube 法務省チャンネルに公開したほか、国際仲裁に係る研修動画や国際仲裁になじみのない企業等を対象とした動画を公開するなどの工夫も進めた。さらに、東京・虎ノ門の仲裁審問の専用施設において、更なる ICT 化を含めたサービス向上を進め、コロナ禍においてもオンライン審問やセミナー等を行う場として施設が活用されている。

以上のことを総合して、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備について、「相当程度進展あり」と判断した。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標 1】

国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を進めるためには、国内外における広報・意識啓発、人材育成、施設の整備等に、官民が連携して、総合的かつ戦略的に取り組むことが有効かつ効率的である。

広報・意識啓発としては、国際商取引をめぐる紛争解決においては、国際仲裁がグローバル・スタンダードであること、仲裁地又は審問地を我が国とすることのメリットがあること、そして、仲裁審問の専用施設の開業を含む我が国における国際仲裁の基盤が整備されつつあること等について、広く経済界に意識啓発する上では、国際仲裁のユーザーである国内外の企業等に対するセミナー・シンポジウム等を開催し、積極的な広報活動を展開することで、日本を仲裁地又は審問地として選択してもらうよう促すことが有効である。

また、国際仲裁に精通した人材の育成・確保に当たっても、弁護士、学生など、幅広い世代に対する研修を積極的に実施することや、資格認定講座の開設、模擬仲裁動画の作成・公開を行うことは、我が国の仲裁人・仲裁代理人となり得る者が、国際仲裁の実際の手続を肌で感じるとともに、専門的かつ高度な知見を吸収するために有効である。

さらに、東京・虎ノ門に開業した仲裁審問の専用施設を、国内外に積極的に広報し、審問手続とともにセミナー・シンポジウム、研修等にも積極的に活用していくことが、我が国における国際仲裁の活性化に向けた基盤整備にとって有効かつ効率的であるものと考えられる。

次期目標等への反映の方向性			
<p>【施策】 我が国における国際仲裁が活性化するように、現在の目標を維持し、引き続き取組を推進していく。</p> <p>【測定指標】 国際仲裁の活性化に向けて、広報・意識啓発、人材育成、施設の整備といった基盤整備が重要であることは変わらない。 令和4年度は、令和3年度に引き続きセミナー・シンポジウム等を開催して国内外の企業等に対する広報活動を進めていくほか、新たに、将来の法曹である司法修習生に対して選択型実務修習として国際仲裁プログラムを提供するなど、広報・意識啓発、人材育成等を積極的に進める。なお、セミナー・シンポジウムや研修の開催に当たっては、コロナ禍の影響も踏まえつつ、より効果的な広報・意識啓発、人材育成を実現できるよう、適切な開催方法を柔軟に検討していく。また、仲裁審問の専用施設について、引き続き、ICT化を含めたサービス向上を進める。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	<p>1 実施時期 令和4年7月21日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見等の概要 〔意見及び回答〕 別添「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」番号4-1のとおり</p>		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>法務省ホームページ「国際仲裁の活性化に向けた取組」 https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai03_00003.html</p> <p>内閣官房ホームページ「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokusai_chusai/index.html</p>		
備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。</p>		
担当部局名	大臣官房国際課	政策評価実施時期	令和4年8月

*1 「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

(8) 成長力強化に向けた対日直接投資の推進、外国人材の受入れ・共生

(国際金融センターの実現)

世界に開かれた国際金融センター実現のため、新規参入の海外銀行・証券会社への金融行政の英語対応

や、高度金融人材の特性に応じた在留資格上のポイント付与等の円滑化・迅速化及び国際仲裁の活性化に向けた環境整備を行うとともに、年金等国内の大規模運用機関の運用方針を含む海外金融機関の関心が高い情報を戦略的に発信する。

*2 「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)

9. 足腰の強い中小企業の構築

(2) 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

) 中堅・中小企業の海外展開支援

(海外進出支援)

国際仲裁の活性化に向け、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)の最新の国際仲裁モデル法に対応するため、仲裁廷が発令する暫定保全措置に執行力を付与し得るものとするなど仲裁法改正に向けた検討について2021年度中に結論を出すとともに、最先端のICTを備えた仲裁専用施設を活用しながら、人材育成、広報・意識啓発等を進める。

*3 JCAA又はJIDRC東京における取扱件数(準備手続会合を含む。)の総和(重複は除く。)。なお、JIDRC東京は令和2年3月末に開業したため、令和元年度の取扱件数は、JCAAにおける新規申立件数を記載している。